

施設の使用料

(単位:円)(税別)

種別	時間	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
ホー ル	平日	9,000	16,000	20,000	24,000	35,000	45,000
	土・日・祝日	12,000	20,000	24,000	31,000	43,000	56,000
屋外ステージ	平日	2,400	3,600	4,000	5,500	7,100	10,000
	土・日・祝日	2,700	4,000	4,400	6,200	8,000	11,100
ホワイエ・ロビー		1,200	2,000	2,400	2,800	4,000	5,600
種別	時間	午前 9:00～12:00 (1時間当たりの単価)		午後 12:00～17:00 (1時間当たりの単価)		夜間 17:00～22:00 (1時間当たりの単価)	
リハーサル室	展示会場等に使用する場合	500		600		700	
	上記以外の場合	1,000		1,100		1,200	
創作室		500		600		700	
楽屋		1号室500円 2号室1,000円 3号室1,000円 2・3号室併用 1,500円					
シャワー室		1回につき 300円					
舞台のみ		1時間 1,000円					

備考

- 休日とは、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和22年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料、会費、会場整理費等(以下「入場料等」という)を徴収する場合又は、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合には、基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という)が1,000円未満のとき
30パーセント
 - 入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満のとき。50パーセント
 - 入場料等の最高額が2,000円以上3,000円未満のとき。80パーセント
 - 入場料等の最高額が3,000円以上のとき。100パーセント
 - 入場料等を徴収しないが営利目的とするとき。100パーセント
- 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間(1時間未満は1時間とみなす)につき基本使用料の30パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 舞台準備、舞台練習のための開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1時間(1時間未満は1時間とみなす)ごとに1,000円の使用料を徴収する。